

第1回門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場
指定管理者候補者選定委員会会議録

- 1、開催日時 平成26年8月27日(水)午後5時00分から午後7時50分まで
- 2、開催場所 門真市役所本館2階 大会議室
- 3、出席者 (委員) 野際委員長、佐藤副委員長、井出委員、船越委員、山田委員
(事務局) 三宅教育長
丹路スポーツ振興課長、十河スポーツ振興課長補佐
喜納スポーツ振興課主任
- 4、内 容 開会、教育長挨拶、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長の選出、会議の公開・非公開決定
会議録公開方法の決定、施設概要等説明、
応募状況・選定委員会の進め方
審査評価基準・審査方法説明書類審査、休憩(集計)
審査結果の報告、第2回委員会説明、閉会
- 5、傍聴定員 なし(非公開のため)
- 6、担当部署(担当課名) 生涯学習部 スポーツ振興課
(電 話) 06-6902-7195(直通)
- 7、会 議 録

【事務局】

- 開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。
まず、式次第でございます。
資料1「席次表」でございます。資料2「選定委員会委員名簿」でございます。
資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則
(抜粋)」でございます。
資料4「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」でございます。
資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」でございます。
資料6「指定管理者募集要項」でございます。
資料7「指定管理者業務仕様書」でございます。
資料8「指定管理者申請団体一覧」でございます。
資料9-1「第1次審査評価基準表(案)」でございます。
資料9-2「第1次審査評価基準表(案)における配点の考え方」でございます。
資料10「価格点算出方法」でございます。
資料11「第1次審査評価個表(案)」でございます。
資料12「5段階評価表」でございます。

資料 13「第 2 回指定管理者候補者選定委員会予定表」でございます。
資料に不足はございませんでしょうか。

なお、本来であれば、お一人おひとりに教育委員会より委嘱状を交付させていただくべきところではありますが、時間の都合上、各委員の皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは、ただ今より、第 1 回門真市立テニスコート・青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。開会にあたり、三宅教育長よりご挨拶を申し上げます。

(三宅教育長挨拶)

【事務局】

(出席委員・事務局職員紹介)

(教育長退席)

それでは、本日の案件に移らせていただきます。

まず、「委員長・副委員長の選出」についてです。お手元の資料 3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」の第 9 条第 2 項をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

【委員】

今回の指定管理施設にテニスコートが含まれていることから、委員長に日本ソフトテニス連盟理事であります野際委員にお願いしたいと思います。また、副委員長にスポーツ・レクリエーション活動などに豊富な知識をお持ちである、大阪府レクリエーション協会事務局長であります佐藤委員を推薦いたします。

【事務局】

委員長に野際委員、副委員長に佐藤委員をとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

異議がないようですので、委員長を野際委員、副委員長を佐藤委員と決定します。それでは、委員長から就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いします。

【委員長】

(委員長挨拶)

【事務局】

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願ひ致します。

【委員長】

それでは、次の案件、「会議の公開・非公開の決定」に移ります。このことについて、事務局より説明願ひます。

【事務局】

お手元の資料4をご覧ください。本市におきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とされており、まさしく不開示情報に該当すると考えられ、事務局といたしましては、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

ただいま、事務局からこの会議を非公開とすることが適当ではないかと提案がありました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思ひます。続きまして、「会議録の作成方法」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料4でございます。本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の

公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、10月31日予定の門真市教育委員会第10回定例会に議決案件として上程し、指定管理者候補者として可決された後、第1回と第2回の会議録を併せて公開します。また、会議録の作成につきましては、資料5「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおり行います。続きまして、「施設概要等の説明」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、施設概要等についてご説明いたします。

この施設は、スポーツ及びレクリエーションを通じて、市民の心身の健全な育成と豊かな市民生活の向上を図る目的で、平成10年10月に開設されました。

立地といたしましては、本市南部地域に位置し、交通アクセスは、地下鉄長堀鶴見緑地線門真南駅下車徒歩3分でございます。

テニスコートと運動広場は併設しており、まず、テニスコートについての詳細でございますが、募集要項の2ページをご覧ください。

敷地面積は5,438.14㎡でありまして、コートは、砂入り人工芝の全天候型が5面でございます。付帯設備といたしましては夜間照明が21基設置され、その他に更衣室やシャワー室を備えた管理棟を青少年運動広場と共用しております。駐車場は25台収容可能(内 身体障がい者用1台)で、駐輪場もございます。

次に青少年運動広場の詳細でございますが、敷地面積は、7,548㎡、付帯設備としてバックネット1基、ベンチ2ヶ所、夜間照明6基が設置されています。本施設の主な利用状況といたしまして、青少年運動広場につきましては、軟式野球やソフトボールの利用が多く、施設の稼働率は平均して60%程度となっております。また、テニスコートにつきましては、平日、休日を問わず人気があり、平成25年度の施設稼働率は74%と高い状況となっております。

また、本施設は平成18年10月から指定管理者制度を導入し、平成21年3月までの2年と6ヶ月、平成21年度からの3年間を同一の指定管理者が、また平成24年度から今年度までを別の指定管理者が管理をしており、この度の募集は4回目となっております。

なお、この度の「指定期間」につきましては、募集要項4ページに記載のとおり、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間といたします。

以上簡単でございますが、施設概要等の説明とさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。どうですか、何か施設に関して、今の説明あるいはそれ以外のこと含めて質問等がございましたら、実際これから検討していく施設でありまして、委員の皆様何かありましたら遠慮なしに質問してください。

【委員】

テニスコートと運動広場の管理棟について、簡単に説明してください。

【事務局】

募集要項3ページに記載されておまして、構造は、鉄筋コンクリート造り平屋建て、床面積128.5㎡、付帯設備は、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室、ロビー、シェルター休憩所、駐車場25台収容です。

【委員】

現在、フルに稼働している状況ですか。

【事務局】

年末年始は休場しております。

【委員長】

グラウンドのフェンスは最近修繕したのですね。

【事務局】

今年の2月に修繕を行いました。

【委員長】

25台の駐車場については制限をかけて、テニスコートでは1コート2台のスペースとしており、グラウンドは、軟式野球、ソフトボール以外はないのですか、たとえ

ばラグビー、サッカーの利用はないのですか。

【事務局】

サッカーについては、サッカーゴールを設置しておりません。使用は可能です。

【委員】

もともとは、野球場で設置された構想ですが、ソフトボールもされますし、前回の指定管理者はレクリエーション活動などで使用される提案などされましたか。

【事務局】

現在の指定管理者につきましては、3年前の指定管理選定委員会の中で、自主事業の一環で、色んな事業を行いたいと提案していただいておりますが、実際に実施しておりますのが、テニス教室でありまして、グラウンドにつきましては、サッカー教室等の申出があり、幾度か協議をしましたが、サッカーゴール自体が設置されておりませんのでサッカー教室は難しいところであります。

【委員】

駐車場の収容台数が少ないですね。野球では、ひとり1台車に乗って来ますから15台、20台にすぐなくなってしまいますね。

【事務局】

駐車場の考え方については、指定管理者に求めたいところがございますが、たとえば今の指定管理者におきましては、隣接しております民間の駐車場と契約を結んでいただいております。

【委員】

やはり足りないのですか。

【事務局】

足りないのは事実です。

【委員】

管理棟は共用なのですか。

【事務局】

共用でございます。

【委員長】

次に「応募状況・選定委員会の進め方」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

「応募状況・選定委員会の進め方」について申し上げます。

まず、応募状況についてご説明いたします。今回の募集につきましては、募集要項を6月13日から6月28日までの期間配布し、7月9日には応募予定団体を対象とした現地説明会を行い10団体の参加がありました。その後、7月28日から8月11日までを申請期間といたしましたところ、資料8の申請団体一覧に記載のとおり4団体から申請がありました。

続きまして、選定委員会の進め方についてでございますが、選定委員会は本日を含め、2回開催いたしたいと存じます。

今後のスケジュールにつきましては、第2回選定委員会を9月11日(木)午後3時から、本日と同じ会場にて開催させていただき予定でございます。

次に各回の審議内容でございますが、第1回目の本日は、この後、審査評価基準等の確認を行い、第1次審査として「書類審査」を行うこととしております。なにぶん、申請書類が多いため、審査に時間がかかるものと存じますが、ご協力いただきまして進めてまいりたいと存じます。

さて、この後の第1次審査では、4団体から提出された申請書類に対して審査を行っていただき、各委員が付けられた点数を集計し、第2次審査の対象となる上位3団体を選定いたします。

なお、第1次審査の結果は、審査通過団体には第2次審査の案内を、通過しなかった団体には、非選定通知を送付することといたします。続く、第2回選定委員会では、第1次審査通過団体によるプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を団体ごとに実施いたします。委員の皆様には、それぞれのプレゼンテーションに対して採点を行っていただき、その結果を事務局にて集計いたします。集計結果が出ましたら、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計を参考として、指定管理者の候補者を選定いただくための総合評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

【委員長】

説明いただいた内容で、何か質問はございませんでしょうか。

【委員長】

10団体が出てきて、4団体の申請になったのは何か予想されますか。

【事務局】

10 団体が現地説明会に来ていただきまして、そのうちの 3 団体がひとつの共同体で提案をいただいております。その他の団体におきましては、現在の指定管理料を下回ることが厳しいとのことで辞退されております。

【委員長】

結局 6 団体ということですね。

【事務局】

そうです。

【委員長】

今後の進め方については、先ほど説明ありましたように今日は、一般的に書類審査で 4 団体から 3 団体に絞って、9 月にプレゼンを聞いた上ですべて合算して決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、次に「審査評価基準表・審査方法の説明」について、事務局より説明願います。

【事務局】

お手元の資料 9-1 「第 1 次審査評価基準表(案)」をご覧ください。

これは、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第 4 条第 1 項に規定する選定基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案して審査項目や視点・配点を想定した事務局案です。合計点数は、委員 1 人につき 200 点満点といたします。また、配点につきましては、10 点を標準とし、評価項目に対する教育委員会の重視度合に応じて増減させております。

なお、標準点と異なる配点を行う項目及び理由につきましては資料 9-2 に記載しておりますのでご覧ください。

次に、資料 9-1 の中ほどに「対象部分」という列がありますが、こちらにつきましては、その評価項目の対象となる部分が、申請書類③施設事業計画書(様式第 2 号)の内、どこの部分を指しているかを表しております。

また、「評価の視点」という列には、教育委員会が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。

次に、評価項目のうち(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士である井出委員の評価を全員の個表に転記してはどうかと考えております。次に(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の応募価格を比較し、自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えております。この方法と採点につきましては、資料10「価格点算出方法」をご覧ください。

最後に、審査結果の記入につきましては、資料11「第1次審査評価個表(案)」の様式に評価項目ごとに5段階評価を表すABCDEのアルファベット又は0を記入していただきますようお願いいたします。ABCDE、0の評価の判断基準については、資料12「5段階評価表」をご覧ください。

説明につきましては以上です。

【委員長】

今、審査評価基準表及び審査方法についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【委員長】

この9-1の表に基づいて行い、4の項目(13)の部分は、井出委員に評価をおまかせすることとし、3の項目(7)指定管理料の額については、説明がありましたけど自動的に算出する方法で、最終的に我々がABCDE0の形で付けていき事務局の方でトータルしていただくということですが、何かご意見はございませんか

【委員】

経営状況の部分ですけど、やはり専門分野で井出委員に入っていていただきますので、私らでは見られない部分がたくさんあるかと思えます。事務局案でお願いしたいと考えております。あと対象部分のところが固定されていますが、別のところを参考にしてもかまわないですね。

【事務局】

結構です。

【委員長】

対象部分の4の(1)は、施設を管理運営する方針等ということですが、それ以外ところを色々参考に見ても良いということですね。

【委員】

機械的に算出しました資料10ですけど、たとえば価格が高くて内容が良ければい

いですね。

【事務局】

あくまでも価格の点数でありまして内容が良ければその分高得点になりますのでいくら価格が高くて点数が低くなっても。

【委員】

どこかで点がよくなる。

【事務局】

可能性は十分あります。

【委員】

何を基準に、標準とはどこなのか、我々に合やすことはできないのか。

【委員長】

5段階評価表のところですね、数値として出ていれば一番簡単なのですが客観的データもありませんし、施設管理する方針で、どのレベルを支持するかということですね。

【委員】

5人の中でも判断基準を分けることは。

【委員】

資料で示されているところで、Cが標準で、まん中ではあると思うのですが、なにぶん客観的に見ることは出来ないし、各社提案の仕方も様々な表現で来ていますのでどうしても主観的に付けていかざるを得ないと思うのですが。

【委員長】

今、説明いただいた流れで言いますと、例えば、一番はじめの所でしたら評価の視点を書いていただいて施設の設置目的や生涯スポーツの概念をよく理解し、施設の役割を十分に検討しているかそれについて、ほぼ期待され、求められる水準に達しているレベルであるか、委員が判断しながらCであってそこから上にあがる、上がる部分については、いま委員がおっしゃったようになかなかそれは、一個一個全員で協議していくことになり、明日の朝までやっても終わらない状況になってくるかもしれないので、このCという部分の評価の視点をひとつ示しておく程度で、それに対して各委

員が自分の頭の中で考えた線を作っていただいて、それより上か、あるいはそれより下か、という考えでどうかという進め方ですがどうですか、よろしいでしょうか。

【委員】

そうだと思います。やはり相対的な感じが比較になってくると思いますしその分、力を入れ資料を作っておられますから難しいと思いますけど、その見た中で判断していくしかないですね。

【委員】

あと採点するときは、各委員の分を合算しているのですね。

【事務局】

はいそうです。

【委員長】

たとえば、A委員と私の見方が多少違っていても、それは、A委員はA委員の観点ですべて見ればよい、私は私の観点ですべて見れば、B委員はB委員で、C委員はC委員で、D委員はD委員で、別にその中では差はないわけで、それを別にトータル性で出しますから、私とB委員とでそんなに差にならないと思うのでCレベルについてまず頭に入れてご検討いただいて。

【委員】

価格点（指定管理料）について、最低価格を基準にして点数をつける、こんなのはじめて見たのですが、最近このような出し方の評価ですか。

【事務局】

やはり価格というのも評価の対象に最近ではしております。

【委員長】

よろしいでしょうか。では今、事務局より説明いただいた方法に基づいて審査を行うと決定するというので、よろしく願いいたします。

【委員長】

続いて、書類審査になるのですが、書類審査の前に、事務局から申請書類について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、申請書類についてご説明いたします。

まず、申請書類の内容について、事務局で確認した事項を含め、ご説明いたします。申請に必要な全ての書類が揃っていることを事務局で事前に確認しております。②の「申請資格を有していることを証する書類」では、直近3ヶ年分の納税証明書などの提出を求め、税金の未納が無いことを確認しております。③の「施設事業計画書」では、評価項目の順に提案が記載されております。④の「管理業務収支計画書」では、市に求める指定管理料などが記載されております。⑤の「申請団体の経営状況を説明する書類」では、貸借対照表や事業計画書の提出を求め、申請団体の経営状況を確認できるようにしております。⑥の「就業規則及び給与規程等の写し」では、指定管理施設における雇用が適正に行われることを確認するために、就業規則及び給与規程等の写しの提出を求めています。

ここで、各団体が、業務従事者予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを提出しているかについて確認したいと存じます。各団体の申請書類のうち、該当する箇所に赤色の付箋を貼っておりますので、そちらをごらんください。

まず、奥アンツーカ株式会社の申請書をご覧ください。こちらにつきましては、⑥「就業規則」の中に含まれております賃金規則において、基準内賃金及び基準外賃金で給与額を確認することができます。

次に、かどまSSKグループの申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、3社共同提案でありますので、株式会社エスエスケイについては、賃金規定において、基準内賃金で給与額を確認することができます。株式会社クリーン工房については、賃金規定で給与額が明記されています。株式会社エイトコーポレーションについては、給与額は給与明細書において確認することができます。

次に、公益社団法人門真市シルバー人材センターの申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、職員給与規則の別表「給料表」において給与額を確認することができます。

次に、株式会社東大阪スタジアムの申請書をご覧ください。こちらにつきましては、まず、③「施設事業計画書」の1ページ下に記載されているとおり、天正株式会社と実質一体の企業であり、株式会社東大阪スタジアムの社員は、天正株式会社に所属する社員であり、従業員はすべてアルバイト契約となっております。社員の給与額については、天正株式会社賃金規定の別紙「賃金表」において確認することができます。また、従業員については、株式会社東大阪スタジアムのアルバイト就業規則の別添のアルバイト時給設定基準より時給額が確認することができます。

以上、各団体の業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを確認させていただきました。

最後に、⑧の「応募概要」では、施設の効用を最大限に発揮できるための方策や考

え方をまとめていただいております。

続きまして、書類審査の方法についてご説明いたします。書類審査の前に、審査結果を記入していただく個表を事務局から配布いたします。審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。また、審査中、評価についての意見交換を行いたい場合は、委員長にお申し出てください。審査個表への記入が終わりましたら、集計作業を行いますので、個別に事務局へご提出ください。最後に、審査時間ですが、今から1時間後を目途に進めていただき、その後の進捗状況を考慮して、延長するかどうか委員長にご判断いただきたいと考えております。

以上で、申請書類の内容と書類審査の方法に関するご説明を終わります。

【委員長】

今、申請書類の内容と書類審査の方法に関する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、これから書類審査を開始します。事務局の方から個表を配ってください。今から1時間を目途にその時点でまた時間を考えたいと思います。

《審査開始》

【委員長】

いいですか。そしたら、出来た分を集計してもらいます。その前に委員(公認会計士)の方でお願いしていた部分をお聞きして転記は事務局の方でお願いするとしてそこは空欄ですけど委員(公認会計士)お願いします。

【委員】

(各団体の財務状況及び評価について説明)

【委員長】

それでは、事務局の方で集めて集計をお願いいたします。
休憩に入ります。

《休憩開始》

《事務局から集計終了の連絡により休憩終了》

【委員長】

それでは、委員会を再開します。審査結果につきまして、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは、得点順に審査結果を報告します。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1位は、奥アンツーカ株式会社、得点は | 820点です。 |
| 2位は、かどまSSKグループ、得点は | 751点です。 |
| 3位は、株式会社東大阪スタジアム、得点は | 673点です。 |
| 4位は、公益社団法人門真市シルバー人材センター、得点は | 619点です。 |

以上の結果により、1次審査により選定される上位3団体は、奥アンツーカ株式会社、かどまSSKグループ、株式会社東大阪スタジアムとなりました。

【委員長】

今ご報告がありました、第1次審査により選定する上位3団体ですね、もう一度繰り返します。奥アンツーカ株式会社、かどまSSKグループ、株式会社東大阪スタジアム間違いありません。この3者ということで決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

第2回選定委員会について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第2回選定委員会についてご説明します。資料12「第2回指定管理者候補者選定委員会予定表」をご覧ください。日時は、平成26年9月11日(木)午後3時から午後6時30分まで、会場は本日と同じこの会場で行います。内容は、第1次審査により選定した3団体によるプレゼンテーションの審査と、第1次審査の得点を併せた合計点を参考とした総合審査を行い、指定管理者候補者を選定していただきたいと存じます。第2次審査は、各団体のプレゼンテーション時間は15分間で行っていただき終了後、団体への質疑応答で25分間予定しております。審査で申請団体に対して行う質問につきましては、第2回選定委員会までに委員の皆様から一人2問、計10問の質問をお伺いし、事前に評価のポイントなどをまとめ、第2回選定委員会において事務局案としてご提案したいと考えております。【参考資料配布】ただ今配布しております資料は、過去の別施設のときに使用した第2次審査の質問資料で、参考資料として配布させていただきました。

以上で、第2回選定委員会についてのご説明を終わります。

【委員長】

今、第2回選定委員会の審議内容について説明がありましたが、ただいま提示のありました質問内容についてこれは、委員の皆さんに事務局からこの場で聞いていただけることですか。

【事務局】

意見交換をしていただければ結構です。

【委員】

プレゼンテーションの採点方法をどのように付けたら、プレゼンテーションに対して何点、質問項目に対して何点みたいなのがあるのですか、どのような方法で事務局は考えてもらっているのですか。

【事務局】

プレゼンテーションに関しましては、一応満点は100点と考えております。プレゼンテーションに対する審査は色々な方法があると思うのですが、当初は今お配りしたように、各委員さんに質問を考えていただいて、それを共通質問にしようと、どの団体に対しても同じ質問をしていただいて、その受け答えに対して評価をしていただこうかと思っていたのですが、いろんなプレゼンのやり方を見てもみると、共通質問だけに対する答え方だけで、採点するとやはりプレゼンの意義が薄れてくると思いますので、共通質問に対して、それぞれ2問ずつ設定していただくのですが、最終的に時間の関係で各委員さんに1問ずつ質問していただいて5人おられますので、5問ある、1問につき受け答えに10点、質問に対しての回答を50点満点として、残りの50点その内の30点、当然プレゼンを聞いた時の印象も当然あると思いますので、それを30点配点する、残りの20点につきましては、書類審査で見ていただいた中でプレゼンを聞かなければ分からないようなこともあると思うんです。プレゼンの中身をみていただいて個別に聞きたいもの当然出てくると思います。それに対して、配点を20点にすれば合計点数100点になると、あくまでも事務局案ですけど。もっと配点を分けてほしいとか質問だけの回答にした方が統一できるのではないかなど色々ご意見があるかと思うので、この中で決めていただければと思っております。

【委員】

基本的に今の感じでいいのでは。

【委員】

せっかくプレゼンしてもらいますから、それに対しての配点も当然あるべきだと

思いますし、こちらの質問、共通質問もそうですし、個々に見て聞きたいこともあり
ますからそれについての点数というのにも妥当な線で提案していただいたと思います。

【委員長】

プレゼンが15分で、質疑応答が25分、合計40分、一申請団体40分の時間ですね、
25分の中で質問内容を委員さん一人2問ずつぐらい考えといて、その団体においてど
っちを出すかで5問やって、それに対しての受け答えで50点、1問10点で5人で、
トータル50点ですね。プレゼンの内容自体を聞いていて印象で30点あと20点いう
のは共通質問以外で各委員から共通質問が終わった時点で出すそういう意味。申請団
体に共通質問を伝えるのですか。

【事務局】

一切伝えません。

【委員長】

相手にどこから共通質問で、どこから共通質問でないか分からない、そういうこと
ですね。

【事務局】

そういう認識です。

当日、お手元にお配りしたような、こういう質問をするといった一覧にまとめさせ
ていただこうと思っています。

【委員長】

一応、ひとり2問の話がありましたけども、それぞれ専門の立場での質問を言っ
ていただいたのでそれをベースにして一回り質問をして、残りの時間、資料など見て
疑問に感じる箇所を25分の間で質問する。あとは、事務局でまとめていただく。
次は9月11日午後3時からよろしく願いして、これをもちまして、第1回門真市
立テニスコート及び門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会を閉会し
ます。